

審決

無効 2 0 1 4 - 4 0 0 0 0 7

台湾彰化縣彰化市民族路 1 8 5 巷 2 4 号
請求人 頼 暢鴻

大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 3 号
代理人弁理士 特許業務法人 R & C

埼玉県越谷市弥生町 1 番 1 2 号
被請求人 株式会社 ティーアンドエス

東京都港区赤坂一丁目 1 番 1 2 号 明産溜池ビル 8 階 せいしん特許法律事務所
代理人弁理士 下田 容一郎

東京都港区赤坂一丁目 1 番 1 2 号 明産溜池ビル 8 階 せいしん特許法律事務所
代理人弁理士 下田 憲雅

東京都港区赤坂一丁目 1 番 1 2 号 明産溜池ビル 8 階 せいしん特許法律事務所
代理人弁理士 野崎 俊剛

東京都港区赤坂一丁目 1 番 1 2 号 明産溜池ビル 8 階 せいしん特許法律事務所
代理人弁理士 奈良 如紘

上記当事者間の登録第 3 1 8 3 5 0 9 号実用新案「トラベルケースの錠前装置」の実用新案登録無効審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。
審判費用は請求人の負担とする。

理 由

第 1 手続の経緯

平成 25 年 3 月 4 日：出願（実願 2013 - 1139 号）

平成 25 年 4 月 24 日：設定登録（実用新案登録第 3183509 号）

平成 26 年 6 月 19 日：本件審判請求

平成 26 年 8 月 11 日：被請求人より審判事件答弁書提出

平成 26 年 10 月 27 日：請求人より審判事件弁駁書提出

平成 27 年 1 月 28 日：審理事項通知書（起案日）

平成 27 年 3 月 4 日：請求人より口頭審理陳述要領書提出

平成 27 年 3 月 4 日：被請求人より口頭審理陳述要領書提出

平成 27 年 3 月 18 日：口頭審理

審理終結（第 1 回口頭審理調書）

なお、平成 26 年 8 月 11 日付けで、被請求人より実用新案法第 14 条の 2 第 1 項の訂正に係る訂正書が提出されている。

第 2 本件登録実用新案について

本件実用新案登録の請求項 1 ないし 4 に係る考案は、実用新案法第 14 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき平成 26 年 8 月 11 日付けで訂正された実用新案登録請求の範囲の請求項 1 ないし 4 に記載された事項により特定される次のとおりのもものと認める。（以下、「本件考案 1」ないし「本件考案 4」という。）

なお、平成 26 年 8 月 11 日付けの訂正は、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的とし、また、訂正される請求の範囲の記載と明細書の考案の詳細な説明の記載とを整合させて明瞭でない記載の釈明を目的とするものであるから、実用新案法第 14 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項を目的とするものである。また、当該訂正は、願書に添付した明細書及び実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲においてするものであり、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものではないので、同法同条第 3 項及び第 4 項の規定に適合するものである。

そして当該訂正に関し、請求人も争っていない。

「【請求項 1】

トラベルケースを開閉するための第 1 スライドファスナーおよび第 2 スライドファスナーが並設され、両スライドファスナーは、二つのスライダーを互いに近接させることで当該スライドファスナーが閉鎖され、二つのスライダーを互いに離反させることで当該スライドファスナーが開放され

るものとしたトラベルケースの錠前装置であって、第 1 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダの第 1 引き手それぞれを各挿入する二つの第 1 挿入部と、第 2 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダの第 2 引き手それぞれを各挿入する二つの第 2 挿入部とを一つの筒体に設けて成り、各引き手に開口形成された係止孔に係脱自在となるように各挿入部内側においてスライド可能とし且つ弾性部材によって係止方向に付勢された二つのスライドフックと、弾性部材の付勢力に抗してスライドフックを係止解除方向へスライドさせることで係止孔への係止を解除する二つの解除ボタンとを備え、

錠前装置には、一方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう一方のキー孔へのキー挿入によって一方の係止片を揺動操作可能とした一方のロック機構と、他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう他方のキー孔へのキー挿入によって他方の係止片を揺動操作可能とした他方のロック機構とを備えて成ることを特徴とするトラベルケースの錠前装置。

【請求項 2】

解除ボタンは、錠前装置の側方から操作可能となるよう錠前装置の両端から外方へ向けて突出配置されて成る請求項 1 記載のトラベルケースの錠前装置。

【請求項 3】

複数のダイヤルの回転操作により前記解除ボタンを操作可能または操作不能とするダイヤルロック機構を含み、前記ロック機構は、ダイヤルロック機構のダイヤルの回転操作により解除ボタンが操作可能となった状態で、スライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう前記係止片を揺動操作させるものとした請求項 1 記載のトラベルケースの錠前装置。

【請求項 4】

トラベルケースを開閉するための第 1 スライドファスナーおよび第 2 スライドファスナーが並設され、両スライドファスナーは、二つのスライダを互いに近接させることで当該スライドファスナーが閉鎖され、二つのスライダを互いに離反させることで当該スライドファスナーが開放されるものとしたトラベルケースの錠前装置であって、第 1 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダの第 1 引き手それぞれを各挿入する二つの第 1 挿入部と、第 2 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダの第 2 引き手それぞれを各挿入する二つの第 2 挿入部とを一つの筒体に設けて成り、各引き手に開口形成された係止孔に係脱自在となるように各挿入部内側においてスライド可能とし且つ弾性部材によって係止方向に付勢された二つのスライドフックと、弾性部材の付勢力に抗してスライドフックを係止解除方向へスライドさせることで係止孔への係止を解除するよう錠前装置の両端から外方へ向けて突出配置されて成る二つの解除ボタンと、一方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう一方のキー孔へのキー挿入によって一方の係止片を揺動操作可能

とした一方のロック機構と、他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう他方のキー孔へのキー挿入によって他方の係止片を揺動操作可能とした他方のロック機構とを備え、複数のダイヤルの回転操作により前記解除ボタンを操作可能または操作不能とするダイヤルロック機構を含み、前記ロック機構は、ダイヤルロック機構のダイヤルの回転操作により解除ボタンが操作可能となった状態で、スライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう前記係止片を揺動操作させるものとしたことを特徴とするトラベルケースの錠前装置。」

第3 当事者の主張

1 請求人の主張及び提出した証拠の概要

請求人は、実用新案登録第3 1 8 3 5 0 9号考案の実用新案登録請求の範囲の請求項1～請求項4に係る考案についての実用新案登録を無効にする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求め、審判請求書、平成26年10月27日付け審判事件弁駁書、平成27年3月4日付け口頭審理陳述要領書、口頭審理において、甲第1ないし4号証を提示し、以下の無効理由を主張した。

[無効理由]

(1) 本件訂正考案1及び2は、甲第1号証又は甲第2号証に記載された考案であるから、実用新案法第3条第1項第3号に該当し、実用新案登録を受けることができないものであるから、本件実用新案登録は、同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(2) 本件訂正考案1及び2は、甲第1号証又は甲第2号証に記載された考案に基づいて、出願前に当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるか、又は甲第1号証又は甲第2号証に記載された考案と周知技術とに基づいて、出願前に当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであり、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、本件実用新案登録は、同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(3) 本件訂正考案3及び4は、甲第1号証に記載された考案と甲第2号証に記載された考案に基づいて、出願前に当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により、実用新案登録を受けることができないものであり、本件実用新案登録は、同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件訂正考案3及び4は、甲第2号証に記載された考案と周知技術(甲第3号証及び甲第4号証に裏付けのある周知技術)とに基づいて、出願前に当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、本件実用新案登録は、同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(具体的理由)

(1) 審判請求書 22 頁 26 行 ~ 23 頁 14 行

つまり甲第 1 号証には、

A 1 . スーツケースを開閉するための 2 つのファスナが上下に設けられ、
2 つのファスナは、 2 つのファスナの各々における 2 つの引き手を互いに
近接させることで当該ファスナが閉鎖され、 2 つの引き手を互いに離反さ
せることで、当該ファスナが開放されるものとしたスーツケースの双方フ
ァスナ錠前であって、

B 1 . 上下における 2 つのファスナの夫々における互いに近接させた 2 つ
の引手の夫々を挿入するキャッチ溝を一つの錠ハウジングに設けて成り、

C 1 . 各引き手孔に係脱自在となるように各キャッチ溝の内側においてス
ライド可能とし且つ戻しバネによって付勢されたスライドロッドと、

D 1 . 戻しバネの付勢力に抗してスライドロッドが移動するように押され
ることで、引き手孔に対するロックを解除するボタンと、
を備えて成り、

E 1 . ボタンは、双方ファスナ錠前の側方から操作可能となるよう双方フ
ァスナ錠前の両端に配置されて成り、

F 1 . 双方ファスナ錠前には、スライドロッドの解除方向への移動を阻止
するよう、錠芯への鍵挿入によって押しロッドを揺動操作可能としたロッ
ク機構

を備える双方ファスナ錠前が記載されている。

(2) 審判請求書 26 頁 13 行 ~ 28 頁 4 行

甲第 2 号証の図 1 ~ 図 5 には、シリンダ錠であるロック機構が開示され
ている。すなわち、下記図 (甲第 2 号証の図 3 及び 4) に示すように、当
該シリンダ錠には、錠芯の動きを伝える部材 (以下、「第 2 伝動部材」と
称する) が連結されており、当該第 2 伝動部材には、回転分岐部 3 に設け
られたレバー (以下、「第 4 レバー」と称する) を押圧する押圧部 (以
下、「第 2 押圧部」と称する) が設けられている。そして、シリンダ錠の
錠芯を回転させると、第 2 伝動部材がスライドし、第 2 押圧部が第 4 レバ
ーを押圧することで、第 4 レバーが回転分岐部 3 を動かし、第 2 レバー 5
及び第 3 レバー 6 がそれに応じて回転し、第 1 ロック棒 16、第 2 ロック
棒 17、第 3 ロック棒 23、第 4 ロック棒 24 を押圧する位置から離れ、
これらのロック棒の移動が可能となる。

このため、甲第 2 号証には、第 1 ~ 第 4 ロック棒の係止解除方向へのス
ライドを阻止するよう、キー孔へのキー挿入によって、第 2 伝動部材を揺
動操作可能としたロック機構が開示されていると言える。

つまり、甲第 2 号証には、

A 2 . スーツケースを開閉するための 2 つのファスナが設けられ、 2 つの
ファスナは、 2 つのファスナの各々における 2 つの引き手を互いに近接さ
せることで当該ファスナが閉鎖され、 2 つの引き手を互いに離反させるこ

とで当該ファスナが開放されるものとしたスーツケースの双方ファスナ錠前であって、

B 2 . 一方のファスナの互いに近接させた 2 つの引き手のそれぞれを各挿入する 2 つの第 1 ロック溝と、他方のファスナの互いに近接させた 2 つの引き手のそれぞれを各挿入する 2 つの第 2 ロック溝とを 1 つのベースに設けて成り、

C 2 . 各引き手に開口形成された孔に係脱自在となるように各ロック溝の内側においてスライド可能とし且つ第 1 ～ 第 4 圧縮バネによって係止方向に付勢された第 1 ～ 第 4 ロック棒と、

D 2 . 第 1 ～ 第 4 圧縮バネの付勢力に抗して第 1 ～ 第 4 ロック棒に係止解除方向へスライドさせることで第 1 ～ 第 4 ロック部を第 1 ～ 第 4 ロック溝から離脱させ、孔への係止を解除する第 1 及び第 2 ボタンとを備えて成り、

E 2 . 第 1 及び第 2 ボタンは、双方ファスナ錠前の側方から操作可能となるよう双方ファスナ錠前の両端から外方へ向けて配置されて成り、

F 2 . 双方ファスナ錠前には第 1 ～ 第 4 ロック棒の係止解除方向へのスライドを阻止するよう、キー孔へのキー挿入によって、第 2 伝動部材を揺動操作可能としたロック機構を備えて成り、

G 2 . 複数のダイヤルの回転操作により前記第 1 及び第 2 ボタンを操作可能または操作不能とするダイヤル機構を含む双方ファスナ錠前が記載されている。

(3) 審判請求書 3 6 頁 2 2 ～ 末行

しかし、甲第 1 号証と同様の双方ファスナ錠前を開示する甲第 2 号証には、

G 2 . 複数のダイヤルの回転操作により前記第 1 及び第 2 ボタン（本件実用新案登録の「解除ボタン」に相当）を操作可能または操作不能とするダイヤル機構（本件実用新案登録の「ダイヤルロック機構」に相当）について記載されており、甲第 1 号証に記載された双方ファスナ錠前において、セキュリティ向上のために、甲第 2 号証に基づき、「ダイヤルロック機構」を付加することは、当業者が通常行う設計変更の範囲内であり、きわめて容易である。

(4) 審判請求書 3 7 頁 2 6 行～ 3 8 頁 6 行

しかし、ダイヤルロック機構のダイヤルの回転操作により解除された状態で、ロック機構のキー操作で施錠可能とすることは、例えば、甲第 3 号証及び甲第 4 号証に記載されているように一般的な技術である。

このため、錠前装置の技術分野で、セキュリティ向上という極めて一般的な課題を解決するために、甲第 2 号証においても、ロック機構を、ダイヤルロック機構のダイヤルの回転操作により解除ボタンが操作可能となった状態のときに、スライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止する

よう前記係止片を揺動操作させるように構成することは、当業者が適宜なし得る設計的事項に過ぎず、格別な技術的意義はない。

(5) 審判事件弁駁書 3 頁 2 ～ 2 3 行

本件訂正考案 1 ～ 4 は、次の通りのものである。

[本件訂正考案 1]

A . トラベルケースを開閉するための第 1 スライドファスナーおよび第 2 スライドファスナーが並設され、両スライドファスナーは、二つのスライダーを互いに近接させることで当該スライドファスナーが閉鎖され、二つのスライダーを互いに離反させることで当該スライドファスナーが開放されるものとしたトラベルケースの錠前装置であって、

B ' . 第 1 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第 1 引き手それぞれを各挿入する二つの第 1 挿入部と、第 2 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第 2 引き手それぞれを各挿入する二つの第 2 挿入部とを一つの筐体に設けて成り、

C ' . 各引き手に開口形成された係止孔に係脱自在となるように各挿入部内側においてスライド可能とし且つ弾性部材によって係止方向に付勢された二つのスライドフックと、

D ' . 弾性部材の付勢力に抗してスライドフックを係止解除方向へスライドさせることで係止孔への係止を解除する二つの解除ボタンとを備え、

F ' . 錠前装置には、一方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう一方のキー孔へのキー挿入によって一方の係止片を揺動操作可能とした一方のロック機構と、他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう他方のキー孔へのキー挿入によって他方の係止片を揺動操作可能とした他方のロック機構とを備えて成ることを特徴とするトラベルケースの錠前装置。

(6) 審判事件弁駁書 6 頁 3 行 ～ 7 頁 6 行

本件訂正書における訂正のうち、構成 B ' の「二つの第 1 挿入部」、構成 C ' の「二つのスライドフック」、構成 D ' の「二つの解除ボタン」は、甲第 1 号証及び 2 号証のそれぞれに開示されたものであるため、無効審判請求書に記載されている通り、本件訂正考案 1 と甲第 1 号証に記載された考

案及び甲第 2 号証に記載された考案とは、構成 A、B '、C '、D ' において一致する。

一方、構成 F ' において限定された、二つのスライドフックのそれぞれに対してロック機構を設けることについては、甲第 1 号証及び 2 号証には明記はないものの、甲第 1 号証及び 2 号証に記載されているに等しい事項に過ぎない。

すなわち、甲第 1 号証の [0 0 0 2] には、背景技術として、「通常、ファスナを備えるスーツケース、又はその他の類似するスーツケースに

は、ファスナが設けられており、ファスナの２枚の引き手をロックすることができる。しかし、現在、多くのスーツケースは、２つの付属ケースを有しており、２つのファスナを用いてロックする必要がある。上述した方式ではコストが高いため、上記の欠陥に対して、本考案者は、双方ファスナ錠前を開発し、当該双方ファスナ錠前は、二つのファスナをまとめてロックすることができ、構造が簡単でコストが低く、さらに、製品のバリエーションが拡大される。」と記載されており、甲第１号証に記載された考案が、二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けていたという従来技術の課題を解決するものであることが読み取れる。

また、甲第２号証の〔０００２〕及び〔０００３〕においても、「しかし、スーツケースには、上下２つのファスナがあり、２つの通常のファスナ錠を設けると、スペースが必要であるのみならず、コストが高くなる。従来技術の欠点を克服するために、本考案は、二つのファスナをまとめて施錠可能なファスナ錠前を提供する。」と記載されており、甲第２号証に記載された考案も、同様に二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けていたという従来技術の課題を解決するものであることが読み取れる。

このため、構成Ｆ'において限定された、二つのスライドフックに対してそれぞれロック機構を設けるとの構成も、当業者が甲第１号証及び２号証に記載されている事項から導き出せる事項であり、本件訂正考案１は、依然として甲第１号証及び２号証に記載された考案である。

（７）審判事件弁駁書７頁７行～８頁１４行

また、本件訂正考案１は、甲第１号証または２号証に記載された考案に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるということもできる。

すなわち、当業者が、甲第１号証または２号証を参照し、二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けていた従来技術から、二つのファスナに対して一つの錠前装置を設ける過程において、錠前装置におけるロック機構をそれぞれのファスナに対応するように二つのまま維持することは、通常発揮し得る創作能力の範囲内であり、適宜設計し得る事項に過ぎない。

本件訂正考案１の効果は、・・・とのことであるが、いずれの効果も、従来の二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けたものによって奏する効果と変わらず、当業者が甲第１号証及び２号証に記載された内容から予測し得る効果を超える有利なもの号証及び２号証に記載された内容から予測し得る効果を超える有利なものではない。

さらに、本件登録実用新案公報の段落０００２～０００５に、特許文献１～３を挙げて記載されているように、二つのスライダーを備えた一つのファスナに対し、一つの錠前装置を設けることについては、周知技術である。

このため、当業者であれば、二つのファスナに対して一つの錠前装置を設けた甲第１号証または２号証を参照し、周知技術に基づいて、それぞれのファスナを個別に管理するべく、一つの錠前装置においてロック機構の

みファスナに対応させて二つとすることもきわめて容易である。

したがって、本件訂正考案１は、甲第１号証及び２号証に記載された考案であるか、甲第１号証または２号証に記載された考案（または、甲第１号証または２号証に記載された考案と周知技術と）に基づいて、当業者がきわめて容易に考案することができたものである。

〔証拠方法〕

甲第１号証：中国実用新案登録第２０２５９６３５４号公報

甲第２号証：中国実用新案登録第２０２２４９３０９号公報

甲第３号証：特開昭６４－６２５７１号公報

甲第４号証：登録実用新案第３１７０５２０号公報

２ 被請求人の反論及び提出した証拠の概要

被請求人は、本件審判の請求は成り立たない、審判費用は請求人の負担とする、との審決を求め、平成２６年８月１１日付け審判事件答弁書、平成２７年３月４日付け口頭審理陳述要領書、口頭審理において、乙第１号証を提示し、以下の反論を行った。

〔無効理由に対する反論〕

（１）審判事件答弁書１０頁１９～２０行

本件考案は、甲第１～４号証に基づく実用新案法第３条第１項第３号、第２項（実用新案法第３７条第１項第２号）の規定に該当するものではない。

（２）口頭審理陳述要領書５頁２１行～６頁７行

既述のとおり、甲第１号証および甲第２号証には、一つの筒体からなる一つの錠前装置に二つのロック機構は記載されていない。既述のとおり、むしろ、甲第１号証および甲第２号証には、請求の範囲、具体的な実施形態の記載や図面には一つのロック機構で二つのファスナのロック・解除を行うことが明記され、特に「本考案者は、双方ファスナ錠前を開発し、当該双方ファスナ錠前は、二つのファスナをまとめてロックすることができ、構造が簡単でコストが低く、さらに、製品バリエーションが拡大される。」（甲第１号証の〔０００２〕段落）、「本考案は、一つのファスナ錠前により、二つのファスナをまとめてロック可能であり、スペースを節約するとともにコストを低減させ」（甲第２号証の〔００１３〕段落）と、一つのロック機構により二つのファスナをまとめてロック・解除することが記載されていることから、本件訂正考案１のように一つの筒体からなる錠前装置に二つのロック機構を備えるという構成は積極的に排除されているのである。

したがって、仮に、二つのスライダーを備えた一つのファスナに対し、一つの錠前装置を設けることが周知技術だとしても、当業者は、甲１号証および甲第２号証から、それぞれのファスナを個別に管理するべく、一つ

の錠前装置においてロック機構のみファスナに対応させて二つとすることは想到しえない。

〔証拠方法〕

乙第 1 号証：実用新案法第 1 4 条の 2 第 1 項の訂正に係る訂正書の写し

第 4 当審の判断

1 各甲号証の記載事項

(1) 甲第 1 号証

本件出願前に頒布された刊行物である甲第 1 号証には、図面とともに次の事項が記載されている。なお、翻訳文は請求人提出のものを採用した。

ア

(翻訳文は以下のとおり)

「技術分野

[0 0 0 1] 本考案は、錠前に関し、特に双方ファスナ錠前に関する。

背景技術

[0 0 0 2] 通常、ファスナを備えるスーツケース、又はその他の類似するスーツケースには、ファスナが設けられており、ファスナの 2 枚の引き手をロックすることができる。しかし、現在、多くのスーツケースは、2 つの付属ケースを有しており、2 つのファスナを用いてロックする必要がある。上述した方式ではコストが高いため、上記の欠陥に対して、本考案者は、双方ファスナ錠前を開発し、当該双方ファスナ錠前は、2 つのファスナをまとめてロックすることができ、構造が簡単でコストが低く、さらに、製品のバリエーションが拡大される。

考案の概要

[0 0 0 3] 従来技術の欠陥を克服するため、本考案は、構造が簡単でコストが低い双方ファスナ錠前を提供する。」

イ

(翻訳文は以下のとおり)

「[0 0 1 2] 本考案の有益な効果は、本考案が鍵を使用して錠芯を回転させることにより押しロッドを回転させる。これにより、押しロッドがスライドロッドに押圧しなくなり、ボタンを押すことによりスライドロッドを押してロックプレートを移動させ、ファスナの引き手のロックを解錠する。本考案は、構造が簡単、使用が便利であり、生産コストが低下する。」

ウ

(翻訳文は以下のとおり)

「具体的な実施形態

[0 0 2 1] 図 1 ~ 図 7 を参照し、本考案は、双方ファスナ錠前を開示

し、錠ハウジング１と、錠ハウジング１の一方の両側の夫々に設けられるボタン２と、錠ハウジング１の他方の両側の夫々に設けられるキャッチ溝３とを含み、錠ハウジング１内に錠芯座４と、対向するスライドロッド５とが設けられており、スライドロッド５において、キャッチ溝３内に進入してファスナの引き手をロック可能なロックプレート６が設けられ、錠芯座４内に回転可能な錠芯７が設けられ、錠芯７には、夫々が、対応するスライドロッド５を押圧可能である、対向する押しロッド８を設けており、前記ボタン２がスライドロッド５を押して移動させることができ、スライドロッド５と錠ハウジング１との間に、スライドロッド５を位置回復させる戻し機構が設けられ、錠芯７は当該分野の慣用構造であるため、詳述しない。

〔００２２〕 図示するように、当該具体的な実施例において、錠ハウジング１の両側の夫々において、２つのキャッチ溝３が設けられ、スーツケースにおける１つのファスナに２つの引き手を備えているため、上下２つのファスナは、それぞれ、両側における２つのキャッチ溝３に対応可能である。錠ハウジング１の他方の両側において、対向するボタン２が設けられ、取付け及び加工の便宜を図るため、錠ハウジング１に収納孔９及び底板１１が設けられ、収納孔９にガードボード１０が設けられている。前記錠芯座４は、収納孔９内に設けられ、且つ、軸方向に移動するように、ガードボード１０及び底板１１により制限される。前記錠芯座４の外壁に、テープ状の突条１２が設けられ、収納孔９の内壁に、テープ状の突条１２に合致する凹状溝１３が設けられ、前記錠芯座４では、突条１２と凹状溝１３との合致によりその軸方向の回転が制限される。錠芯７に、突ブロック１４及び連接材１５が設けられ、連接材１５に連接孔が設けられ、突ブロック１４が連接孔に挿設し、前記錠芯７は、突ブロック１４が連接孔壁を押し付けることで連接材１５を回転させ、押しロッド８の夫々が、連接材１５に設けられ、本実施例において、押しロッド８と連接材１５とが一体成形されている。

〔００２３〕 図示するように、戻し機構は、戻しバネ（未図示）を含み、当該戻しバネの両端面が、それぞれ、スライドロッド５と錠ハウジング１の内壁に押圧する。取付け及び加工の便宜を図るため、スライドロッド５は、第１スライドロッド１６と第２スライドロッド１７とを含み、前記ロックプレート６が第１スライドロッド１６及び第２スライドロッド１７の夫々に設けられ、第１スライドロッド１６及び第２スライドロッド１７に突柱１８が設けられ、前記戻しバネの一端部が、突柱１８に嵌設される。

〔００２４〕 図示するように、ボタン２内に、収納溝１９と、第１位置決め部２０と、第２位置決め部２１とが設けられ、前記スライドロッド５の端部が収納溝１９内に設けられている。前記錠ハウジング１に、第１位置決め部２０に対して係合する第１止部２２と、第２位置決め部２１に対して係合する第２止部２３とが設けられる。

〔００２５〕 当該製品の作動原理は、解錠時、鍵が錠芯７に挿入し、錠芯７を回転させることで、押しロッド８を回転させ、押しロッド８がスライ

ドロッド5に押圧しなくなる。両側のボタン2を押すと、スライドロッド5が移動するように押されることにより、ロックプレート6の移動を連動させ、引き手に対するロックを解除し、引き手をキャッチ溝3内から取り出して、スーツケースを開けることができる。スーツケースを施錠する時、ファスナを締め、ボタン2を押すことでスライドロッド5がロックプレートを引き戻す。引き手の夫々を対応するキャッチ溝3に入れ、ボタン2を離して、戻しバネがスライドロッド5を押して位置回復させることにより、ロックプレート6が引き手孔に挿入し、鍵が錠芯7を回転させることで、押しロッド8を回転させることで位置回復する。これにより、押しロッド8がスライドロッド5を押圧することで、スライドロッド5が移動できなくなり、ロックプレート6が引き手をロックさせる。」

エ 上記アないしウからみて、甲第1号証には、次の考案（以下「甲1考案」という。）が記載されているものと認める。

「錠ハウジング1と、錠ハウジングの一方の両側の夫々に設けられる対向するボタン2と、錠ハウジング1の他方の両側に夫々設けられる2つのキャッチ溝3を含み、錠ハウジング1内に錠芯座4と、対向するスライドロッド5が設けられた、スーツケースの双方ファスナ錠前であって、

一つのファスナには2つの引き手を備えているため、2つの付属ケースをロックする上下2つのファスナは、それぞれ、2つのキャッチ溝3に対応可能であり、

スライドロッド5には、キャッチ溝3内に進入してファスナの引き手をロック可能なロックプレート6が設けられ、

錠芯座4内に回転可能な錠芯7が設けられ、錠芯7には、夫々が、対応するスライドロッド5を押圧可能である、対向する押しロッド8を設けており、

前記ボタン2がスライドロッド5を押して移動させることができ、スライドロッド5と錠ハウジング1との間に、スライドロッド5を位置回復させる戻し機構が設けられ、

戻し機構は、戻しバネを含み、当該戻しバネの両端面が、それぞれ、スライドロッド5と錠ハウジング1の内壁に押圧し、

解錠時、鍵が錠芯7に挿入し、錠芯7を回転させることで、押しロッド8を回転させ、押しロッド8がスライドロッド5に押圧しなくなり、両側のボタン2を押すと、スライドロッド5が移動するように押されることにより、ロックプレート6の移動を連動させ、引き手に対するロックを解除し、引き手をキャッチ溝3内から取り出して、スーツケースを開けることができ、

施錠する時、ファスナを締め、ボタン2を押すことでスライドロッド5がロックプレート6を引き戻し、引き手の夫々を対応するキャッチ溝3に入れ、ボタン2を離して、戻しバネがスライドロッド5を押して位置回復させることにより、ロックプレート6が引き手孔に挿入し、鍵が錠芯7を回転させることで、押しロッド8を回転させることで位置回復し、これに

より、押しロッド 8 がスライドロッド 5 を押圧することで、スライドロッド 5 が移動できなくなり、ロックプレート 6 が引き手をロックさせることにより、

2 つのファスナをまとめてロックすることができ、構造が簡単でコストが低い、

スーツケースの双方ファスナ錠前。」

(2) 甲第 2 号証

本件出願前に頒布された刊行物である甲第 2 号証には、図面とともに次の事項が記載されている。なお、翻訳文は請求人提出のものを採用した。

ア

(翻訳文は以下のとおり)

「技術分野

[0 0 0 1] 本考案は、錠前に関し、特に双方ファスナ錠前に関する。

背景技術

[0 0 0 2] ファスナを有するスーツケース、又はその他の類似するケースは、通常、ファスナ錠を設けている。ファスナの 2 つの引き手をロックし、且つ、当該ファスナ錠は、複数のダイヤル輪を有することで、使用者がファスナ錠を解錠するために、特定の数字をダイヤルする必要がある。これにより、他人によるファスナの開放でスーツケースが開けられることは回避可能である。しかし、スーツケースには、上下 2 つのファスナがあり、2 つの通常ファスナ錠を設けると、スペースが必要であるのみならず、コストが高くなる。

考案の内容

[0 0 0 3] 従来技術の欠点を克服するために、本考案は、2 つのファスナをまとめて施錠可能なファスナ錠前を提供する。

イ

(翻訳文は以下のとおり)

「[0 0 1 3] 本考案による有益な効果は、次の通りである。すなわち、本考案は、パスワードを入力した後、第 1 伝動部材が第 1 レバーを回転させることにより、第 2 レバー及び第 3 レバーが回転することで第 1 ロックアセンブリと第 2 ロックアセンブリとを押圧しなくなる。第 1 ボタンと第 2 ボタンとにより、第 1 ロック部と第 2 ロック部とが第 1 ロック溝と第 2 ロック溝とから離され、ファスナ錠を解錠する目的が達成する。本考案は、1 つのファスナ錠前により、2 つのファスナをまとめてロック可能であり、スペースを節約すると共にコストを低減させ、さらに、ファスナ錠の構造及び種類の多様化に寄与する。

ウ

(翻訳文は以下のとおり)

「具体的な実施形態

[0 0 2 0] 図 1 ~ 図 5 を参照し、本考案は、双方ファスナ錠前を開示し、当該双方ファスナ錠前は、その特徴として、内部にダイヤル機構を設けてあるベース 1 と、ダイヤル機構の押圧により移動する第 1 伝動部材 2 と、第 1 レバー 4 と第 2 レバー 5 と第 3 レバー 6 とを有する回転分岐部 3 であって、前記第 1 レバー 4 が第 1 伝動部材の押圧により回転可能である回転分岐部 3 と、ファスナの引き手をロック可能である共に、第 2 レバー 5 に押圧する第 1 ロックアセンブリと、ファスナの引き手をロック可能であると共に、第 3 レバー 6 に押圧する第 2 ロックアセンブリと、第 1 ロックアセンブリを押して移動させる第 1 ボタン 7 と、第 2 ロックアセンブリを押して移動させる第 2 ボタン 8 と、ベース 1 内に設けられると共に回転分岐部 3 を位置回復させる第 1 弾性部材 9 とを含む。

[0 0 2 1] 図示するように、当該具体的な実施例では、ダイヤル機構は、ベース 1 内に設けられ、ダイヤル機構は 3 つの数字輪 1 0 を有し、3 つの数字輪 1 0 は、使用者がダイヤル可能であるように、ロックケースの孔に挿設すると共に、ロックケース外に露出して形成される。各数字輪 1 0 には、内リング 1 1 が装着され、内リング 1 1 には嵌め溝 1 2 が設けられる。第 1 伝動部材 2 には、第 1 押圧部 1 3 と嵌めブロック 1 4 とが設けられ、当該嵌めブロック 1 4 が、対応する内リング 1 1 の嵌め溝 1 2 内に嵌め込むことができる。第 1 レバー 4 は、第 1 押圧部 1 3 の押圧により回転し、さらに、第 1 伝動部材 2 とベース 1 との間に、第 1 伝動部材 2 を位置回復させることができる戻しバネ 1 5 が設けられる。

[0 0 2 2] 図示するように、第 1 ロックアセンブリは、第 1 ロック棒 1 6 と、第 2 ロック棒 1 7 と、ベース 1 に設けられる 2 つの第 1 ロック溝 1 8 とを含む。当該第 1 ロック棒 1 6 には、第 1 ロック部 1 9 が設けられ、第 1 ロック部 1 9 は、一方の第 1 ロック溝 1 8 に挿入し、又は離れるように構成される。当該第 2 ロック棒 1 7 には、第 2 ロック部 2 0 が設けられ、当該第 2 ロック部 2 0 は、他方の第 1 ロック溝 1 8 に挿入し、又は離れるように構成される。前記第 1 ボタン 7 は、第 1 ロック棒 1 6 と第 2 ロック棒 1 7 とを押して移動させることができ、前記第 2 レバー 5 は、第 1 ロック棒 1 6 と第 2 ロック棒 1 7 とに押圧可能である。さらに、第 1 ロック棒 1 6 とベース 1 との間に第 1 圧縮バネ 2 1 が設けられる。前記第 2 ロック棒 1 7 とベース 1 との間に第 2 圧縮バネ 2 2 が設けられる。前記第 1 圧縮バネ 2 1 と第 2 圧縮バネ 2 2 とは、第 1 ロック棒 1 6 と第 2 ロック棒 1 7 とを移動後に位置回復させることができる。第 2 ロックアセンブリは、第 3 ロック棒 2 3 と第 4 ロック棒 2 4 と、ベース 1 に設けられる 2 つのロック溝 2 5 とを含む。第 3 ロック棒 2 3 には、第 3 ロック部 2 6 が設けられ、第 3 ロック部 2 6 は、ベース 1 における一方の第 2 ロック溝 2 5 に挿入し、又は離れるように構成される。第 4 ロック棒 2 4 には、第 4 ロック部 2 7 が設けられ、当該第 4 ロック部 2 7 は、ベース 1 における他方の第 2 ロック溝 2 5 に挿入し、又は離れるように構成される。前記第 2 ボタン 8 は、第 3 ロック棒 2 3 と第 4 ロック棒 2 4 とを押して移動させることができ、前記第 3 レバー 6 は、第 3 ロック棒 2 3 と第 4 ロック棒 2 4 と

を押圧可能である。さらに、第3ロック棒23とベース1との間に第3圧縮バネ28が設けられ、前記第4ロック棒24とベース1との間に第4圧縮バネ29とが設けられ、前記第3圧縮バネ28と第4圧縮バネ29とは、第3ロック棒23と第4ロック棒24とを移動後に位置回復させることができる。

[0023] 使用者が当該ファスナ錠前を解錠する場合、数字輪10を正確な数字にダイヤルし、ファスナロックを解錠可能な状態にする。この場合、第1伝動部材2が戻しバネ15の作用下で横方向に移動し、第1伝動部材2の嵌めブロック14が、対応する内リング11の嵌め溝12内に嵌め込むと共に、第1伝動部材2における第1押圧部13が第1レバー4を押圧し、第1レバー4が回転分岐部3を動かして回転させ、第2レバー5及び第3レバー6がそれに応じて回転し、第1ロック棒16と、第2ロック棒17と、第3ロック棒23と、第4ロック棒24とを押圧する位置から離れる。この場合、使用者が第1ボタン7と第2ボタン8とを押して、第1ボタン7と第2ボタン8とは、第1ロック棒16と第2ロック棒17と第3ロック棒23と第4ロック棒24とを連動させることで、第1ロック部19と第2ロック部20と第3ロック部26と第4ロック部27とを、第1ロック溝18及び第2ロック溝25から離脱させ、ファスナ錠前を解錠する目的が達成する。

[0024] 使用者が当該ファスナ錠を施錠する場合、解錠された状態下で、ファスナの2つの引き手を、対応する第1ロック溝18と第2ロック溝25とに挿入し、この時、第1ロック部19と、第2ロック部20と、第3ロック部26と、第4ロック部27とが、対応するファスナの孔内に挿入し、数字輪10のダイヤルを乱すことにより、第1伝動部材2が横方向に移動し、第1伝動部材2における嵌めブロック14が、対応する内リング11の嵌め溝12から離れると共に、回転分岐部3が第1弾性部材9により動かされ、位置回復し、第2レバー5と第3レバー6とが、第1ロック棒16と第2ロック棒17と第3ロック棒23と第4ロック棒24とを押圧可能であるように位置し、これにより、第1ロック棒16と第2ロック棒17と第3ロック棒23と第4ロック棒24とが移動できなくなり、ファスナ錠前を施錠する目的が達成する。」

エ 図1～図4をみると、ベース1にはシリンダ錠が設けられ、回転分岐部3において、第1レバーと対向する位置に第4レバーが設けられ、シリンダ錠には、第2伝動部材の一端が連結され、シリンダ錠の回転により、第2伝動部材の他端は第4レバーを押圧可能であることが理解できる。

(なお、「第4レバー」は、「回転分岐部3」に設けられる「第1レバー4」～「第3レバー6」と並ぶ名称を、「第2伝動部材」は、「第1伝動部材」と並ぶ名称を、便宜上付与した。)

オ 上記アないしエからみて、甲第2号証には、次の考案(以下「甲2

考案」という。)が記載されているものと認める。

「内部にダイヤル機構及びシリンダ錠を設けてあるベース１と、ダイヤル機構の押圧により移動する第１伝動部材２と、第１レバー４と第２レバー５と第３レバー６とを有する回転分岐部３と、ファスナの引き手をロック可能である共に、第２レバー５に押圧する第１ロックアセンブリと、ファスナの引き手をロック可能であると共に、第３レバー６に押圧する第２ロックアセンブリと、第１ロックアセンブリを押して移動させる第１ボタン７と、第２ロックアセンブリを押して移動させる第２ボタン８と、ベース１内に設けられると共に回転分岐部３を位置回復させる第１弾性部材９とを含む、スーツケースの双方ファスナ錠前であって、

スーツケースには、上下２つのファスナがあり、ファスナの２つの引き手をロックして、他人によるファスナの開放でスーツケースが開けられることを回避可能であって、

第１ロックアセンブリは、第１ロック棒１６と、第２ロック棒１７と、ベース１に設けられる２つの第１ロック溝１８とを含み、当該第１ロック棒１６には、第１ロック部１９が設けられ、第１ロック部１９は、一方の第１ロック溝１８に挿入し、又は離れるように構成され、当該第２ロック棒１７には、第２ロック部２０が設けられ、当該第２ロック部２０は、他方の第１ロック溝１８に挿入し、又は離れるように構成され、前記第１ボタン７は、第１ロック棒１６と第２ロック棒１７とを押して移動させることができ、前記第２レバー５は、第１ロック棒１６と第２ロック棒１７とに押圧可能であり、さらに、第１ロック棒１６とベース１との間に第１圧縮バネ２１が設けられ、前記第２ロック棒１７とベース１との間に第２圧縮バネ２２が設けられて、前記第１圧縮バネ２１と第２圧縮バネ２２とは、第１ロック棒１６と第２ロック棒１７とを移動後に位置回復させることができるものであり、

第２ロックアセンブリは、第３ロック棒２３と第４ロック棒２４と、ベース１に設けられる二つのロック溝２５とを含み、第３ロック棒２３には、第３ロック部２６が設けられ、第３ロック部２６は、ベース１における一方の第２ロック溝２５に挿入し、又は離れるように構成され、第４ロック棒２４には、第４ロック部２７が設けられ、当該第４ロック部２７は、ベース１における他方の第２ロック溝２５に挿入し、又は離れるように構成され、前記第２ボタン８は、第３ロック棒２３と第４ロック棒２４とを押して移動させることができ、前記第３レバー６は、第３ロック棒２３と第４ロック棒２４とを押圧可能であり、さらに、第３ロック棒２３とベース１との間に第３圧縮バネ２８が設けられ、前記第４ロック棒２４とベース１との間に第４圧縮バネ２９とが設けられ、前記第３圧縮バネ２８と第４圧縮バネ２９とは、第３ロック棒２３と第４ロック棒２４とを移動後に位置回復させることができるものであって、

回転分岐部３において、第１レバーと対向する位置に第４レバーが設けられ、シリンダ錠には、第２伝動部材の一端が連結され、シリンダ錠の回転により第２伝動部材の他端は第４レバーを押圧可能であり、

当該ファスナ錠前を解錠する場合、数字輪 10 を正確な数字にダイヤルし、ファスナロックを解錠可能な状態にして、第 1 伝動部材 2 が戻しバネ 15 の作用下で横方向に移動し、第 1 伝動部材 2 の嵌めブロック 14 が、対応する内リング 11 の嵌め溝 12 内に嵌め込むと共に、第 1 伝動部材 2 における第 1 押圧部 13 が第 1 レバー 4 を押圧し、第 1 レバー 4 が回転分岐部 3 を動かして回転させ、第 2 レバー 5 及び第 3 レバー 6 がそれに応じて回転し、第 1 ロック棒 16 と、第 2 ロック棒 17 と、第 3 ロック棒 23 と、第 4 ロック棒 24 とを押圧する位置から離れ、この場合、使用者が第 1 ボタン 7 と第 2 ボタン 8 とを押して、第 1 ボタン 7 と第 2 ボタン 8 とは、第 1 ロック棒 16 と第 2 ロック棒 17 と第 3 ロック棒 23 と第 4 ロック棒 24 とを連動させることで、第 1 ロック部 19 と第 2 ロック部 20 と第 3 ロック部 26 と第 4 ロック部 27 とを、第 1 ロック溝 18 及び第 2 ロック溝 25 から離脱させ、ファスナ錠前を解錠する目的が達成され、

当該ファスナ錠を施錠する場合、解錠された状態下で、ファスナの 2 つの引き手を、対応する第 1 ロック溝 18 と第 2 ロック溝 25 とに挿入し、この時、第 1 ロック部 19 と、第 2 ロック部 20 と、第 3 ロック部 26 と、第 4 ロック部 27 とが、対応するファスナの孔内に挿入し、数字輪 10 のダイヤルを乱すことにより、第 1 伝動部材 2 が横方向に移動し、第 1 伝動部材 2 における嵌めブロック 14 が、対応する内リング 11 の嵌め溝 12 から離れると共に、回転分岐部 3 が第 1 弾性部材 9 により動かされ、位置回復し、第 2 レバー 5 と第 3 レバー 6 とが、第 1 ロック棒 16 と第 2 ロック棒 17 と第 3 ロック棒 23 と第 4 ロック棒 24 とを押圧可能であるように位置し、これにより、第 1 ロック棒 16 と第 2 ロック棒 17 と第 3 ロック棒 23 と第 4 ロック棒 24 とが移動できなくなり、ファスナ錠前を施錠する目的が達成されることにより、

1 つのファスナ錠前により、2 つのファスナをまとめてロック可能であり、スペースを節約すると共にコストを低減させる、

スーツケースの双方ファスナ錠前。」

2 対比・判断

(1) 本件考案 1 について

ア 甲 1 考案との対比

本件考案 1 と甲 1 考案を対比する。

(ア) 甲 1 考案の「スーツケース」は、その構成及び機能からみて、本件考案 1 の「トラベルケース」に相当し、以下同様に、

「2 つのファスナ」は、「第 1 スライドファスナ」及び「第 2 スライドファスナ」に、

「双方ファスナ錠前」は、「錠前装置」に、

「上下 2 つのファスナ」の「2 つの引き手」は、「第 1 引き手」及び「第 2 引き手」に、

「錠ハウジング 1 の他方の両側の夫々に設けられる 2 つのキャッチ溝 3」は、「第 1 挿入部」及び「第 2 挿入部」に、

「錠ハウジング１」は、「筐体」に、
「引き手孔」は、「各引き手に形成された係止孔」に、
「戻しバネ」は、「弾性部材」に、
「スライドロッド５」は、「スライドフック」に、
「ボタン２」は、「解除ボタン」に、
「対向する押しロッド８」は、「一方の係止片」及び「他方の係止片」
に、
「錠芯７」は、「ロック機構」に、それぞれ相当する。

（イ）甲１考案において、上下２つのファスナは、２つの付属ケースをロックするものであるから、スーツケースを開閉するためのものであることは自明であり、また１つのファスナには、２つのスライダーがあって、２つのスライダーを互いに近接させることでファスナが閉鎖され、２つのスライダーを互いに離反させることでファスナが開放され、当該スライダーに引き手が設けられていることも自明である。

そうすると、甲１考案の「一つのファスナには２つの引き手を備えている」「２つの付属ケースをロックする上下２つのファスナ」を備える「スーツケースの双方ファスナ錠前」は、本件考案１の「トラベルケースを開閉するための第１スライドファスナーおよび第２スライドファスナーが並設され、両スライドファスナーは、二つのスライダーを互いに近接させることで当該スライドファスナーが閉鎖され、二つのスライダーを互いに離反させることで当該スライドファスナーが開放されるものとしたトラベルケースの錠前装置」に相当する。

（ウ）甲１考案の「一つのファスナには２つの引き手を備えているため、上下２つのファスナは、それぞれ、錠ハウジング１の他方の両側に夫々設けられる２つのキャッチ溝３に対応可能であり、」「引き手をキャッチ溝３内から取り出し」、「引き手の夫々に対応するキャッチ溝３に入れ」ることは、本件考案１の「第１スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第１引き手それぞれを各挿入する二つの第１挿入部と、第２スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第２引き手それぞれを各挿入する二つの第２挿入部とを一つの筒体に設けて成」ることに相当する。

（エ）甲１考案において、「ロックプレート６が引き手孔に挿入」することができるので、ロックプレート６は、引き手孔に係脱自在であることは自明である。

そうすると、甲１考案の「両側のボタン２を押すと、スライドロッド５が移動するように押されることにより、ロックプレート６の移動を連動させ、引き手に対するロックを解除し、引き手をキャッチ溝３内から取り出し」、「ボタン２を押すことでスライドロッド５がロックプレートを引き戻し、引き手の夫々に対応するキャッチ溝３に入れ、ボタン２を離して、

戻しバネがスライドロッド 5 を押して位置回復させることにより、ロックプレート 6 が引き手孔に挿入」することは、本件考案 1 の「各引き手に開口形成された係止孔に係脱自在となるように各挿入部内側においてスライド可能とし且つ弾性部材によって係止方向に付勢された二つのスライドフックと、弾性部材の付勢力に抗してスライドフックを係止解除方向へスライドさせることで係止孔への係止を解除する二つの解除ボタンとを備え」ることに相当する。

(オ) 甲 1 考案において、錠芯 7 にはキー (鍵) が挿入され、キー (鍵) を回転することによって、押しロッド 8 が回転することは、自明な事項である。

そうすると、甲 1 考案の「鍵が錠芯 7 を回転させることで、押しロッド 8 を回転させることで位置回復し、これにより、押しロッド 8 がスライドロッド 5 を押圧することで、スライドロッド 5 が移動できなくなること」と、本件考案 1 の「錠前装置には、一方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう一方のキー孔へのキー挿入によって一方の係止片を揺動操作可能とした一方のロック機構と、他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう他方のキー孔へのキー挿入によって他方の係止片を揺動操作可能とした他方のロック機構とを備えて成ること」とは、「錠前装置には、一方及び他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するようキー孔へのキー挿入によって一方及び他方の係止片を揺動操作可能としたロック機構を備えて成ること」で共通している。

(カ) 以上のことから、本件考案 1 と甲 1 考案とは、
「トラベルケースを開閉するための第 1 スライドファスナーおよび第 2 スライドファスナーが並設され、両スライドファスナーは、二つのスライダーを互いに近接させることで当該スライドファスナーが閉鎖され、二つのスライダーを互いに離反させることで当該スライドファスナーが開放されるものとしたトラベルケースの錠前装置であって、第 1 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第 1 引き手それぞれを各挿入する二つの第 1 挿入部と、第 2 スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第 2 引き手それぞれを各挿入する二つの第 2 挿入部とを一つの筒体に設けて成り、各引き手に開口形成された係止孔に係脱自在となるように各挿入部内側においてスライド可能とし且つ弾性部材によって係止方向に付勢された二つのスライドフックと、弾性部材の付勢力に抗してスライドフックを係止解除方向へスライドさせることで係止孔への係止を解除する二つの解除ボタンとを備え、

錠前装置には、一方及び他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するようキー孔へのキー挿入によって一方及び他方の係止片を揺動操作可能としたロック機構を備えて成るトラベルケースの錠前装置。」の点で一致し、そして次の点で相違している。

(相違点１) 一方及び他方のスライドフックのスライドを阻止するように、一方及び他方の係止片を揺動操作可能とするロック機構が、本件考案１は、ロック機構が２つあり、それぞれ一方のキー孔へのキー挿入及び他方のキー孔へのキー挿入によって行われるのに対し、甲１考案は、ロック機構が１つであって、１つのキー孔へのキー挿入で行われる点。

イ 甲２考案との対比

本件考案１と甲２考案を対比する。

(ア) 甲２考案の「スーツケース」は、その構成・機能からみて、本件考案１の「トラベルケース」に相当し、以下同様に、

「上下２つのファスナ」は、「第１スライドファスナ」及び「第２スライドファスナ」に、

「双方ファスナ錠前」は、「錠前装置」に、

「上下２つのファスナ」の「２つの引き手」は、「第１の引き手」及び

「第２の引き手に、

「一方の第１ロック溝１８」と「他方の第１ロック溝１８」は、「二つの第１挿入部」に、

「一方の第２ロック溝２５」と「他方の第２ロック溝２５」は、「二つの第２挿入部」に、

「ベース１」は、「筐体」に、

「ファスナの孔」は、「各引き手に開口形成された係止孔」に、

「第１圧縮バネ２１」と「第２圧縮バネ２２」と「第３圧縮バネ２８」と

「第４圧縮バネ２９」は、「弾性部材」に、

「第１ロック棒１６」と「第２ロック棒１７」及び「第３ロック棒１８」

と「第４ロック棒１９」は、「二つのスライドフック」に、

「第１ボタン７」及び「第２ボタン８」は、「二つの解除ボタン」に、

「第２レバー５」と「第３レバー６」は、「一方の係止片」及び「他方の係止片」に、

「シリンダ錠」は、「ロック機構」に、それぞれ相当する。

(イ) ファスナにおいて、二つのスライダを有し、その機能として、二つのスライダを、互いに近接させることでファスナが閉鎖され、離反させることでファスナが開放されることは、一般的に自明な事項であるから、甲２考案の「上下２つのファスナがあり、ファスナの２つの引き手をロックして、他人によるファスナの開放でスーツケースが開けられることを回避可能である」る「スーツケースの双方ファスナ錠前」は、本件考案１の「トラベルケースを開閉するための第１スライドファスナーおよび第２スライドファスナーが並設され、両スライドファスナーは、二つのスライダを互いに近接させることで当該スライドファスナーが閉鎖され、二つのスライダを互いに離反させることで当該スライドファスナーが開放されるものとしたトラベルケースの錠前装置」に相当する。

(ウ)ファスナにおいて、上記(イ)で説示した点、及び引き手はスライダーに設けられていることも自明であるから、甲2考案の「上下2つの」「ファスナの2つの引き手を」挿入する二つの「第1ロック溝18」と二つの「第2ロック溝25」が「ベース1に設けられる」ことは、本件考案1の「第1スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第1引き手それぞれを各挿入する二つの第1挿入部と、第2スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第2引き手それぞれを各挿入する二つの第2挿入部とを一つの筒体に設けて成」ることに相当する。

(エ)甲2発明の「第1ロック棒16には、第1ロック部19が設けられ、第1ロック部19は、一方の第1ロック溝18に挿入し、又は離れるように構成され、当該第2ロック棒17には、第2ロック部20が設けられ、当該第2ロック部20は、他方の第1ロック溝18に挿入し、又は離れるように構成され、前記第1ボタン7は、第1ロック棒16と第2ロック棒17とを押して移動させることができ、」「さらに、第1ロック棒16とベース1との間に第1圧縮バネ21が設けられ、前記第2ロック棒17とベース1との間に第2圧縮バネ22が設けられて、前記第1圧縮バネ21と第2圧縮バネ22とは、第1ロック棒16と第2ロック棒17とを移動後に位置回復させることができるものであり、」「第3ロック棒23には、第3ロック部26が設けられ、第3ロック部26は、ベース1における一方の第2ロック溝25に挿入し、又は離れるように構成され、第4ロック棒24には、第4ロック部27が設けられ、当該第4ロック部27は、ベース1における他方の第2ロック溝25に挿入し、又は離れるように構成され、前記第2ボタン8は、第3ロック棒23と第4ロック棒24とを押して移動させることができ、」「さらに、第3ロック棒23とベース1との間に第3圧縮バネ28が設けられ、前記第4ロック棒24とベース1との間に第4圧縮バネ29とが設けられ、前記第3圧縮バネ28と第4圧縮バネ29とは、第3ロック棒23と第4ロック棒24とを移動後に位置回復させることができるものであって、」「第1ロック部19と、第2ロック部20と、第3ロック部26と、第4ロック部27とが、対応するファスナの孔内に挿入」することは、本件考案1の「各引き手に開口形成された係止孔に係脱自在となるように各挿入部内側においてスライド可能とし且つ弾性部材によって係止方向に付勢された二つのスライドフックと、弾性部材の付勢力に抗してスライドフックに係止解除方向へスライドさせることで係止孔への係止を解除する二つの解除ボタンとを備え」ることに相当する。

(オ)一般的に、シリンダ錠は、キー(鍵)をシリンダ錠のキー孔に挿入し、かつ回転することにより、伝動部材を揺動操作可能とするものである。また、甲2発明において、「シリンダ錠の回転により第2伝動部材の他端は第4レバーを押圧可能であ」るが、第4レバーは回転分岐部3の一

部であるから、第４レバーが回転すると、回転分岐部３の第２レバー５及び第３レバー６も回転することが理解できる。

そうすると、甲２考案の「前記第２レバー５は、第１ロック棒１６と第２ロック棒１７とに押圧可能であり、さらに、第１ロック棒１６とベース１との間に第１圧縮バネ２１が設けられ、前記第２ロック棒１７とベース１との間に第２圧縮バネ２２が設けられて、前記第１圧縮バネ２１と第２圧縮バネ２２とは、第１ロック棒１６と第２ロック棒１７とを移動後に位置回復させることができるものであり、」「第３レバー６は、第３ロック棒２３と第４ロック棒２４とを押圧可能であり、さらに、第３ロック棒２３とベース１との間に第３圧縮バネ２８が設けられ、前記第４ロック棒２４とベース１との間に第４圧縮バネ２９とが設けられ、前記第３圧縮バネ２８と第４圧縮バネ２９とは、第３ロック棒２３と第４ロック棒２４とを移動後に位置回復させることができるものであって、」「第２伝動部材の一端が連結され、シリンダ錠の回転により第２伝動部材の他端は第４レバーを押圧可能である「シリンダ錠」と、本件考案１の「一方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう一方のキー孔へのキー挿入によって一方の係止片を揺動操作可能とした一方のロック機構と、他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう他方のキー孔へのキー挿入によって他方の係止片を揺動操作可能とした他方のロック機構」とは、「一方及び他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するようキー孔へのキー挿入によって一方及び他方の係止片を揺動操作可能としたロック機構」で共通している。

（カ）以上のことから、本件考案１と甲２考案とは、
「トラベルケースを開閉するための第１スライドファスナーおよび第２スライドファスナーが並設され、両スライドファスナーは、二つのスライダーを互いに近接させることで当該スライドファスナーが閉鎖され、二つのスライダーを互いに離反させることで当該スライドファスナーが開放されるものとしたトラベルケースの錠前装置であって、第１スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第１引き手それぞれを各挿入する二つの第１挿入部と、第２スライドファスナーの互いに近接させた二つのスライダーの第２引き手それぞれを各挿入する二つの第２挿入部とを一つの筒体に設けて成り、各引き手に開口形成された係止孔に係脱自在となるように各挿入部内側においてスライド可能とし且つ弾性部材によって係止方向に付勢された二つのスライドフックと、弾性部材の付勢力に抗してスライドフックを係止解除方向へスライドさせることで係止孔への係止を解除する二つの解除ボタンとを備え、

錠前装置には、一方及び他方のスライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するようキー孔へのキー挿入によって一方及び他方の係止片を揺動操作可能としたロック機構とを備えて成るトラベルケースの錠前装置。」の点で一致し、そして次の点で相違している。

（相違点２）一方及び他方のスライドフックのスライドを阻止するよう

に、一方及び他方の係止片を揺動操作可能とするロック機構が、本件考案 1 は、ロック機構が 2 つあり、それぞれ一方のキー孔へのキー挿入及び他方のキー孔へのキー挿入によって、行われるのに対し、甲 2 考案は、ロック機構が 1 つであり、1 つのキー孔へのキー挿入で行われる点。

ウ 相違点 1 , 2 の検討

相違点 1 及び相違点 2 は、同様のものであって、請求人が対比した相違点とも同様であるので、請求人の主張を中心に、両相違点を同時に検討する。

(ア) まず、上記相違点 1 及び相違点 2 に対して、請求人は以下の主張を行っている。

「構成 F'」において限定された、二つのスライドフックのそれぞれに対してロック機構を設けることについては、甲第 1 号証及び 2 号証には明記はないものの、甲第 1 号証及び 2 号証に記載されているに等しい事項に過ぎない。

甲第 1 号証に記載された考案が、二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けていたという従来技術の課題を解決するものであることが読み取れる。

甲第 2 号証に記載された考案も、同様に二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けていたという従来技術の課題を解決するものであることが読み取れる。

このため、構成 F'」において限定された、二つのスライドフックに対してそれぞれロック機構を設けるとの構成も、当業者が甲第 1 号証及び 2 号証に記載されている事項から導き出せる事項であり、本件訂正考案 1 は、依然として甲第 1 号証及び 2 号証に記載された考案である。」(上記第 3 1 (具体的理由) (4))

(イ) しかしながら、上記本件考案 1 の相違点 1 及び相違点 2 に係る構成は、それぞれ甲第 1 号証及び甲第 2 号証には、明確に記載されておらず、また甲第 1 号証及び甲第 2 号証に、従来技術として二つのファスナに対して二つの錠前装置が設けられていたことが記載されていたとしても、甲 1 考案及び甲 2 考案のロック機構を 2 つとすることを示唆するものではない。

したがって、上記相違点 1 及び相違点 2 は、実質的な相違点である。

(ウ) また、請求人は、以下の主張も行っている。

「本件訂正考案 1 は、甲第 1 号証または 2 号証に記載された考案に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるということもできる。

すなわち、当業者が、甲第 1 号証または 2 号証を参照し、二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けていた従来技術から、二つのファスナに対して一つの錠前装置を設ける過程において、錠前装置におけるロック機

構をそれぞれのファスナに対応するように二つのまま維持することは、通常発揮し得る創作能力の範囲内であり、適宜設計し得る事項に過ぎない。

さらに、本件登録実用新案公報の段落 0 0 0 2 ~ 0 0 0 5 に、特許文献 1 ~ 3 を挙げて記載されているように、二つのスライダーを備えた一つのファスナに対し、一つの錠前装置を設けることについては、周知技術である。

このため、当業者であれば、二つのファスナに対して一つの錠前装置を設けた甲第 1 号証または 2 号証を参照し、周知技術に基づいて、それぞれのファスナを個別に管理するべく、一つの錠前装置においてロック機構のみファスナに対応させて二つとすることもきわめて容易である。」（上記第 3 1（具体的理由）（4））

（エ）請求人が上記（ア）および（ウ）で主張するように、2 つのファスナに対して 2 つの錠前装置を設けていたことは、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の従来技術に記載されている様に、公知な技術であり、また 1 つのファスナに対して 1 つの錠前装置を設けることも、本件登録実用新案公報に挙げられた特許文献 1 ~ 3 に記載されている様に、従来より周知な技術ではある。

しかしながら、甲 1 考案は「2 つのファスナをまとめてロックすることができ、構造が簡単でコストが低い」ことを特徴とする考案であるから、甲 1 考案において、1 つである錠芯 7 を、当該特徴に反するように、錠芯 7 を 2 つに増やした上で、それぞれが別々に、対応するスライドロッド 5 を押圧するものに替えて、構造を複雑にすることは、当業者がきわめて容易に思い付くことではない。

同様に、甲 2 考案は、「1 つのファスナ錠前により、2 つのファスナをまとめてロック可能であり、スペースを節約すると共にコストを低減させる」ことを特徴とする考案であるから、甲 2 考案において、1 つであるシリンダ錠を、甲 2 考案の特徴に反するように、シリンダ錠を 2 つに増やした上で、それぞれが別々に、第 1 ~ 4 ロック棒 1 6 , 1 7 , 2 3 , 2 4 を押圧するものに替えて、構造を複雑にすることは、当業者がきわめて容易に思い付くことではない。

よって、請求人が主張するように、甲第 1 号証または甲第 2 号証を参照し、二つのファスナに対して二つの錠前装置を設けていた従来技術から、二つのファスナに対して一つの錠前装置を設ける過程において、錠前装置におけるロック機構をそれぞれのファスナに対応するように二つのまま維持したり、二つのファスナに対して一つの錠前装置を設けた甲第 1 号証または 2 号証を参照し、周知技術に基づいて、それぞれのファスナを個別に管理するべく、一つの錠前装置においてロック機構のみファスナに対応させて二つとすることが、当業者がきわめて容易になし得たということとはできない。

（オ）そして、本件考案 1 は、被請求人が審判事件答弁書（6 頁 1 3 ~

末行)で主張するとおりの、

「一方のロック機構のみをロック解除して第1スライドファスナーを開き、他方の第2スライドファスナーは閉じて他方のロック機構をロックした状態に維持することができる。例えば、トラベルケースの第1スライドファスナー側に頻繁に出し入れする物を収納してアンロックし、トラベルケースの第2スライドファスナー側に重要な物を収納してロックすることで、第1スライドファスナー側から物を出している間に、第2スライドファスナー側から重要なものが第三者に取られることを防止できる。

・・・

このように、二つのスライドファスナー用の二つのロック機構を一つの筐体に集約するとともに、一方のロック機構をアンロックし、他方のロック機構をロックしてロック・アンロックを異なる状態にすることができる。」という効果を発揮することができる。

エ 本件考案1のまとめ

以上のことから、本件考案1は、甲第1号証又は甲第2号証に記載された考案とは認められず、また甲第1号証又は甲第2号証に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとは認められず、さらに甲第1号証又は甲第1号証と周知技術とに基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとも認められない。

(2) 本件考案2について

本件考案2は、本件考案1の構成をすべて含み、さらに「解除ボタンは、錠前装置の側方から操作可能となるよう錠前装置の両端から外方へ向けて突出配置されて成る」との構成を付加するものである。

そうすると、本件考案1が、上記(1)ウ及びエで説示したとおりであるから、本件考案1の構成をすべて含み、さらに限定を加えた本件考案2も、同様に、甲第1号証又は甲第2号証に記載された考案と認められず、また甲第1号証又は甲第2号証に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとは認められず、さらに甲第1号証又は甲第2号証と周知技術とに基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとも認められない。

(3) 本件考案3について

本件考案3は、本件考案1の構成をすべて含み、さらに「複数のダイヤルの回転操作により前記解除ボタンを操作可能または操作不能とするダイヤルロック機構を含み、前記ロック機構は、ダイヤルロック機構のダイヤルの回転操作により解除ボタンが操作可能となった状態で、スライドフックの係止解除方向へのスライドを阻止するよう前記係止片を揺動操作させるものとした」との構成を付加するものである。

そうすると、甲第2号証に、「複数のダイヤルの回転操作により解除ボタンを操作可能または操作不能とするダイヤルロック機構」が記載されて

いるとしても、上記（１）ウで説示したように、本件考案１の相違点１及び相違点２に係る構成とすることが、当業者にとってきわめて容易に想到し得るとはいえないことから、本件考案３は、甲第１号証に記載された考案と甲第２号証に記載された考案に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとは認められない。

さらに、甲第３号証及び甲第４号証は、「ダイヤルロック機構のダイヤルの回転操作により解除された状態で、ロック機構のキー操作で施錠可能とすることが一般的な技術であること」の根拠として示されたものであるが、当該技術が一般的なものであるとしても、上記（１）ウで説示したように、本件考案１の相違点２に係る構成とすることが、当業者にとってきわめて容易に想到し得るとはいえないことから、本件考案３は、甲第２号証に記載された考案と周知技術（甲第３号証及び甲第４号証に裏付けのある周知技術）とに基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとは認められない。

（４）本件考案４について

本件考案４は、独立形式ではあるものの、実質的に、本件考案１を引用する本件考案３と同じ考案である。

そうすると、本件考案３が、上記（３）で説示したとおりであるから、本件考案４も、同様に、甲第１号証に記載された考案と甲第２号証に記載された考案に基づいて、さらに甲第２号証に記載された考案と周知技術（甲第３号証及び甲第４号証に裏付けのある周知技術）とに基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものとは認められない。

第５ 　むすび

以上のとおり、請求人の主張する理由及び提出した証拠方法によって、本件考案１ないし４に係る実用新案登録を無効とすることはできない。

そして、審判に関する費用については、実用新案法第４１条の規定で準用の特許法第１６９条第２項の規定でさらに準用する民事訴訟法第６１条の規定により、請求人が負担すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成２７年　５月２１日

審判長	特許庁審判官	小野 忠悦
	特許庁審判官	住田 秀弘
	特許庁審判官	門 良成

(行政事件訴訟法第 4 6 条に基づく教示)
この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 3 0 日
(附加期間がある場合は、その日数を附加します。) 以内に、この審決に
係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

[審決分類] U 1 1 1 4 . 1 1 3 - Y A (E 0 5 B)
1 2 1

出訴期間として 9 0 日を附加する。

審判長	特許庁審判官	小野 忠悦	8604
	特許庁審判官	門 良成	2907
	特許庁審判官	住田 秀弘	8702